

# 乙川中部土地区画整理事業の 保留地を先着順に販売しています

【問合わせ】市街地整備課 ☎22-9302

■ 物件案内図



■ 凡例

- 1 平成27年度分譲開始宅地(保留地)
- 1 平成26年度分譲開始宅地(保留地)
- 2 平成25年度分譲開始宅地(保留地)
- 2 平成24年度分譲開始宅地(保留地)

● 各分譲宅地には看板が設置されています。

- 建ぺい率/60%
- 容積率/200%
- 地区計画あり

※電柱支線や擁壁等がある場合がありますので、必ず現地をご確認の上、お申込みください。

※仮換地測量の段階のため、確定測量後に精算が発生する場合があります。

※一部の保留地に隣接する宅地について、売却情報があります。

※分譲価格は、平成28年3月31日まで有効です。

市が施行している乙川中部土地区画整理事業区域内の保留地(19区画)を、先着順で随時販売しています。市が売主のため、仲介手数料や建築条件はありません。金融機関から融資を受けることもできます。ご自身やご家族に住宅建築をお考えの方がいらつしやいましたら、ぜひご検討ください。

## 保留地とは

保留地とは、土地区画整理事業地区の土地所有者から少しずつ土地を出していただくことにより生み出された土地のうち、事業費の一部とするため売却される宅地のことです。

## 販売方法

先着順にて販売します。保留地買受申込書を記入のうえ、市街地整備課に直接提出してください。委任状により、代理の方が提出することもできます。なお、申込みされた方が契約者となりますので、ご注意ください。

## 受付期間・申込場所

■ 受付期間  
平成28年3月31日まで  
(市役所閉庁日は除く)

■ 申込場所  
市街地整備課(市役所3階)  
※保留地販売案内書や保留地買受申込書などは、市街地整備課で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。